

## 浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和6年11月26日(火)  
14時00分～14時14分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階  
教育委員会室
- 3 出席状況 教 育 長 宮 崎 正  
委 員 田 中 佐和子  
委 員 神 谷 紀 彦  
委 員 鈴 木 重 治  
委 員 下 鶴 志 美
- (職員)
- 学校教育部長 奥 家 章 夫  
学校教育部次長(教育総務課長) 山 本 卓 司  
学校教育部次長(教職員課長) 河 合 信 寿  
学校教育部参事(教育総務課) 鈴 木 公 一  
学校教育部参事(教育施設課長) 山 本 治 之  
教育支援課長 南 瀬 悦 司
- (事務局職員)
- 教育総務課専門監 川 副 哲 士  
教育総務課副主幹 澤 木 翔  
教育総務課主任 藤 井 美 希
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 藤井 美希
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録  
録音の有無 無

### 8 会議記録

(教育長) 令和6年11月26日の浜松市教育委員会を開催する。  
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するという事によろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもって願います。

本日の会議録署名人は、田中委員と神谷委員に願います。

会期は本日限りである。

本日は、議案が2件、報告が1件である。

それでは、第63号議案「工事請負契約締結の議会提案について」教育施設課から説明を願います。

(教育施設課) 第63号議案「工事請負契約締結の議会提案について」説明する。

提案理由は、浜松市立西部中学校の新校舎が令和5年6月に完成し、現在は旧校舎の解体工事及び敷地東側擁壁の改修工事を実施しているが、これに引き続き、駐車場等の外構整備工事を実施するための工事請負契約を締結することについて11月議会に提案するためである。

工事の概要であるが、場所は中央区鴨江二丁目の西部中学校敷地、工事内容は、校舎と体育館等をつなぐ渡り廊下の設置や、グラウンド・テニスコートの整備、敷地内段差の擁壁整備工事などである。工事期間は、本契約成立の日の翌日から令和8年2月27日までで、契約金額は、7億5,680万円である。制限付一般競争入札により落札した株式会社林工組と契約を締結するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 提案のとおりでよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは提案のとおりとする。

次に、第64号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」教職員課から説明を願います。

(教職員課) 議案の説明に先立ち、今回の第64号議案について、一点申し上げる。

今回の規則改正は、先だって議会への提案を審議いただいた、本市人事委員会勧告

を受けての条例改正に伴い実施するものである。条例と同様に、改正内容に勤勉手当に関する改定があるため、この改正は、手当の基準日である12月1日までに実施する必要がある。規則の審議に平行して人事委員会においても審議を依頼しているところであるが、都合上、本日の審議後に人事委員会での審議が行われる予定である。既に事務局には規則案を提示し、内諾をいただいているため、本日の審議については、人事委員会の同意を前提としてお願いするものである。

それでは、第64号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」説明する。

まず、「提案理由」であるが、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえた浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率について改正を行うものである。

次に「改正内容」である。勤勉手当の成績率について、条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が改定されることに伴い、勤勉手当の成績率を改定するものである。資料11ページに記載の表は、勤勉手当の成績率について、現行の成績率と改正後の令和6年12月、令和7年度以降の成績率を比較したものである。

まず、(1)一般職の教育職員についてであるが、区分欄の上から3つ目「勤務の成績が良好な職員」の欄の率を標準の支給割合としている。今回の条例改正で勤勉手当の支給割合が100分の5加算されている。令和6年12月については、既に6月に従前の支給割合で勤勉手当が支給されているため、100分の5をそのまま加算し、令和7年6月以降は100分の2.5ずつを6月・12月に按分して加算する改正となっている。なお、勤務の成績が特に優秀な職員及び勤務の成績が優秀な職員については、区分欄の上から1つ目及び2つ目の欄に記載した率の範囲内で成績に応じた支給割合とするものである。こちらの割合についても、標準の支給割合に合わせて改定している。

次に(2)定年前再任用短時間勤務職員について、である。これらの職員についても、一般職の教育職員と同様に勤勉手当の支給割合が条例の一部改正により改定されているため、勤勉手当の成績率を表のとおり改めるものである。区分欄の上から2つ目、「勤務の成績が良好な職員」の欄の率を標準の支給割合としている。今回の条例改正で定年前再任用短時間勤務職員については支給割合が100分の2.5加算されている。一般の職員と同様に、令和6年12月については100分の2.5、令和7年6月以降は100分の1.25ずつを6月・12月に按分して加算する改正となっている。

また、定年前再任用短時間勤務職員については、特に優秀の区分を設けていないため、勤務の成績が優秀な職員については、区分欄の1つ目に記載した率を基準に支給割合を決定する。こちらの割合についても、一般の職員と同様に、標準の支給割合に合わせて改定している。

次に、施行期日等について、である。この教育委員会規則は、令和6年12月1日に施行するものである。なお、第2条の規定については、令和7年4月1日に施行するものとし、第1条の規定の内容については、令和6年4月1日から適用するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。

次に、報告事項について説明をお願いする。

(報 告)

ア 令和7年度浜松市奨学生の選考結果について

(教育支援課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。